

葛飾区文化財の指定及び登録について

平成23年度 葛飾区指定有形文化財 (追加)

	名 称	所在地及び所有者	備 考
1	しほんちやくしよくじぞう じゅうおうず 紙本着色地蔵・十王図	葛飾区細田三丁目5番10号 東覚寺 代表役員 柏原 慶純	詳細は別紙のとおり

平成23年度 葛飾区指定無形文化財

	名 称	所在地及び所有者	備 考
1	きんこう にほんとう 金工 (日本刀)	葛飾区高砂五丁目42番3号 大野 義光 (本名: 吉川 三男)	詳細は別紙のとおり

平成23年度 葛飾区登録有形文化財

	名 称	所在地及び所有者	備 考
1	とうきょうとだいがけんせつじむしょ 東京都第五建設事務所 ふるいど 古井戸	葛飾区東新小岩一丁目 14番11号 東京都建設局	詳細は別紙のとおり

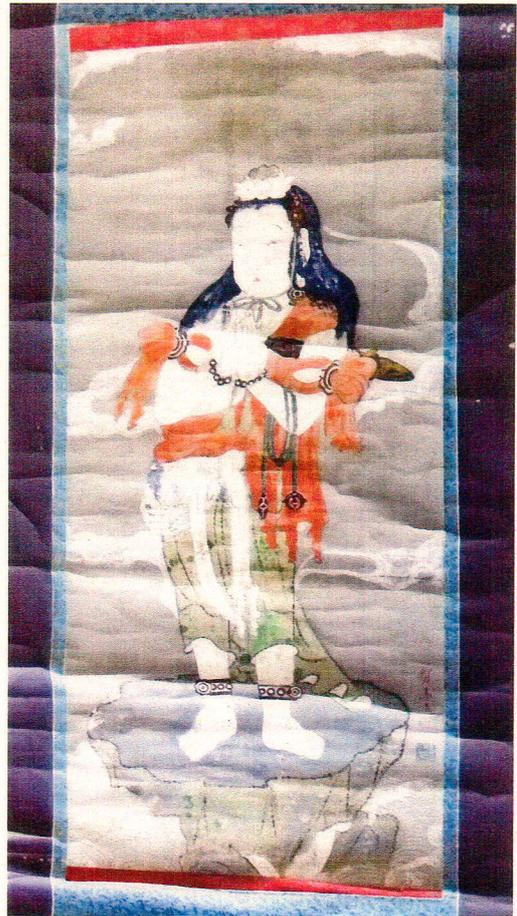
平成23年度 葛飾区登録有形民俗文化財

	名 称	所在地及び所有者	備 考
1	みづか 水塚	葛飾区東水元三丁目19番9号 大須賀 達雄	詳細は別紙のとおり

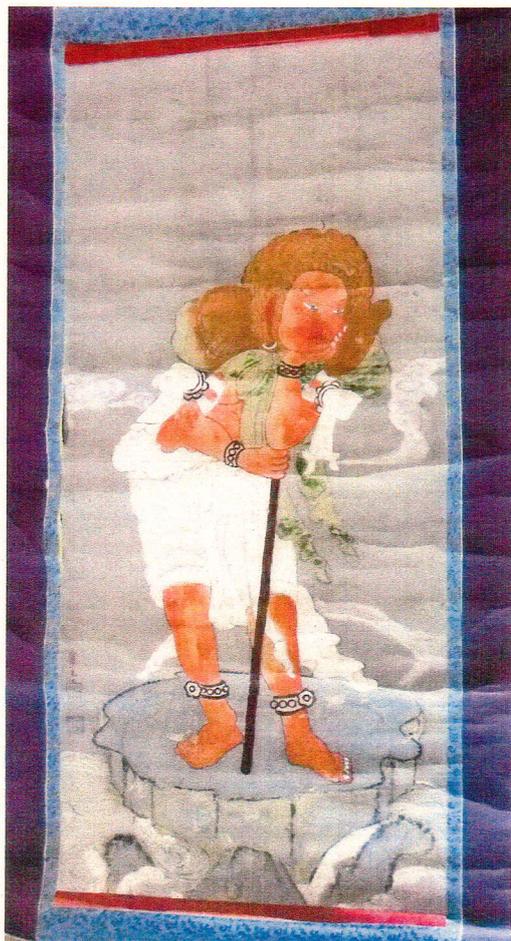
紙本着色地蔵・十王図



①

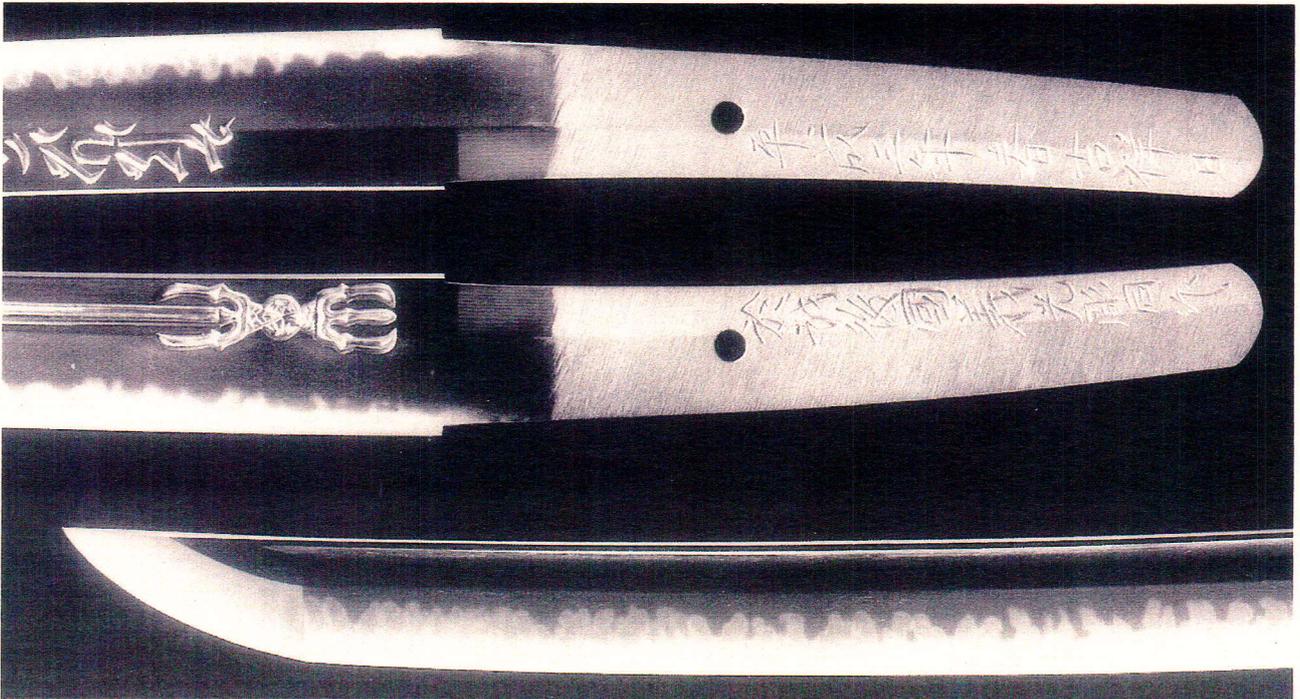


②



③

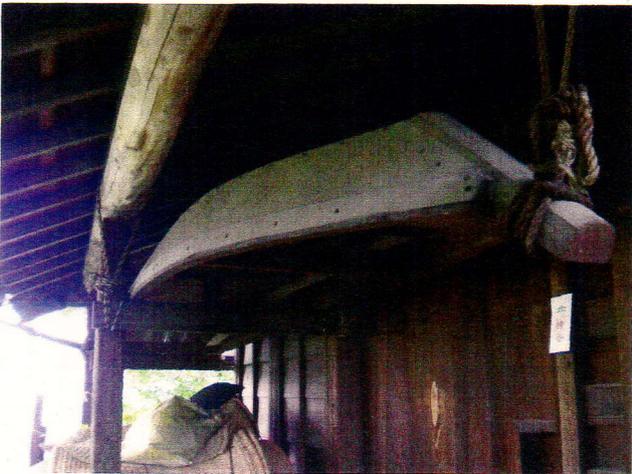
金工 (日本刀)



東京都第五建設事務所 古井戸



水 塚



葛飾区文化財登録台帳

区登録	—
区指定	有 — 12

名称	紙本着色地蔵・十王図 (追加・名称変更)		種別	指定有形文化財
所在地	葛飾区細田三丁目5番10号(東覚寺)			
	(年 月 日変更)			
所有者	(氏名) 宗教法人 東覚寺 代表役員 柏原 慶純		(生年月日) 年 月 日生	
	(住所) 葛飾区細田三丁目5番10号		(電話) 3657-3877	
管占有責任者	(氏名) 同上		(生年月日) 年 月 日生	
	(住所) 同上		(電話) 3657-3877	
形状・内容・材質・年代等	詳細は別紙参照			
記録・文献	『葛飾区寺院調査報告 上』葛飾区教育委員会 昭和54年3月			
調査年月日	平成22年 8 月 23 日		調査者	浅井 京子
区登録	年 月 日告示第 号		区指定	昭和55年 3 月 7 日告示第 号
	(解除) 年 月 日告示第 号			(解除) 年 月 日告示第 号
都指定	年 月 日		国指定	年 月 日
	(解除) 年 月 日			(解除) 年 月 日

※所有者欄は、保持者又は保持団体の代表に、それぞれ読み替えて使用する。

審議会の経過・修理・現状変更等の記録

年 月 日	内 容 等
平成22年8月23日 平成23年12月6日 平成24年2月3日	調査 葛飾区教育委員会から文化財保護審議会へ諮問 文化財保護審議会から葛飾区教育委員会へ答申
(写真貼付欄)	

<形 状>

十王図

紙本着色 紙装軸仕立
各軸とも 縦 108 横 49 (cm)

地蔵三尊図

紙本着色 紙装軸仕立
① 縦 108 横 47.2 (cm)
② 縦 108 横 47.2 (cm)
③ 縦 107.7 横 47 (cm)

<年 代> 江戸時代

<保存状態> 表装には僅少の欠損と糊離れがあるが、画面は若干の剥離・摩耗・折切れがあるのみで、比較的保存良好である。（以前の状態）
全体的に折れがある。（今回）

<内 容>

第1素広王～第8平等王の8王はすべて正面に向かって坐し、従者ともに前方で鬼に責められている亡者を裁く状を表す。第9都市王は左膝を立て、向かって右上方の雲上の仏立像及び「法華経」の題箋ある卷子本に向かって三従者ともに合掌し、前方には釜茹で及び崖から墜落する亡者、並びに亡者を刺した槍をもつ鬼を見る雲上の比丘を描き、第10王道転輪王は亡者の身体に釘を打つ鬼の髪を掴み、首を右に傾け前方で亡者を救済する地蔵菩薩を凝視する姿を描く。各図とも上方雲上に各王の本地仏を図示してある。また第5閻魔王の髪・髯・鬚は白いが他の9王のそれは黒い。

色彩・人物の容貌・服飾及び都市王図の法華経が7巻であること等から、この十王図は近世の中国系統の図様と認められるが、平等王図の中の相い戦う武士の鎧が和風であること、各王の本地仏が描かれていること等から、おそらくは中国系統の原図の若干の改作を加えて邦人が模写したものと思われる。王名や筆者名の記載はない。

通常の十王図は十王すべてが亡者を裁く状を表しているに対して、この図の第9・10両王の図様は特異である。とくに第9王の図は唐蔵川述の「地蔵菩薩発心因縁十王経」の所説に基いて作図されたものと思われる。

なお、この第9王図と同様の構成を同じくする図が新小岩照明寺に存する。

また平成22年8月23日、浅井先生による調査により、昭和55年3月に指定された十王図のほかに、紙本着色地蔵菩薩・両脇侍蔵三幅が見つかった。地蔵菩薩・両脇侍蔵三幅は、以前より指定されている十王図と一括として捉えられる資料である。

紙本着色地蔵菩薩・両脇侍像三幅。

地蔵菩薩は正面向き、右手は胸前で錫杖の柄、左手は胸前で宝珠を持ち、蓮華座に坐す。蓮華座下には水波に囲まれた岩座、宝珠付輪光背および天蓋がある。童子の一は腰を屈め、両手で杖に寄り、斜右向きに流水に囲まれた岩座上に立つ。おそらく赤童子であろう。他の童子は頭上に開蓮を頂き、合掌、左脇に紡錘状のものを挟む。台座は前者に同じ。尊名不詳。三幅とも「智山画 ㊦ ㊦」の落款がある。

「紙本着色地蔵菩薩・両脇侍像三幅」は、資料全体の中心となるものである。

<由緒・沿革> 近代以前から東覚寺に所蔵されていたものであろう。

<指定理由>

筆致は正規の画家の作とは認め難いが、図柄は近世の中国画に和風を加味したものであり、しかも通常の十王図とは系統を異にする点で保存に価するものと思われる。

また、平成22年8月の調査により、昭和55年に指定されている「紙本着色十王図10幅」の他に「紙本着色地蔵菩薩・両脇侍像三幅」が確認された。

「紙本着色地蔵菩薩・両脇侍像三幅」は、資料全体の中心となすものであるため平成23年度、追加して指定する。

①



②



③



葛飾区文化財登録台帳

区登録	—
区指定	無 — 5

名 称	金工(日本刀)	種 別	指定無形文化財
所在地	葛飾区高砂五丁目42番3号 (年 月 日変更)		
所有者	(氏名) 大野 義光(本名:吉川 三男) (住所) 葛飾区高砂五丁目42番3号 (生年月日) 年 月 日生 (電話) 3600-6811		
管 占 理 責 有 任 者	(氏名) 同 上 (住所) 同 上 (生年月日) 年 月 日生 (電話) 3600-6811		
形保 状 存 ・ 状 内 況 ・ 材 製 作 質 年 用 代 途 等	<p><内容> 昭和44年、21歳の時に吉原義人氏・荘二氏について鍛刀の技術を学んだ。昭和50年3月、文化庁から「美術刀剣類製作承認」を受け刀匠となる。以来昭和62年に刀匠会で最高位にあたる「無鑑査」の位を受けるまで、数々の日本刀製作の展覧会で受賞した。</p> <p><指定理由> 大野義光氏は、吉原義人氏・荘二氏に師事し、備前伝の鍛刀の技術向上とともに、刃紋では重花丁子の再現に成功している。国宝「山鳥毛」の写し、正倉院宝物「黒作大刀」模造品作成など、古刀の芸術性を兼ね備えた製造技術を伝えることのできる実力者である。</p> <p>詳細は別紙参照</p>		
記 録 ・ 文 献	展覧会図録『大野義光重花丁子の世界-古刀備前を追う-』 林原美術館 平成3年		
調 査 年 月 日	平成23年 8 月 17 日	調 査 者	
区登録	年 月 日告示第 号 (解除) 年 月 日告示第 号	区指定	年 月 日告示第 号 (解除) 年 月 日告示第 号
都指定	年 月 日 (解除) 年 月 日	国指定	年 月 日 (解除) 年 月 日

※所有者欄は、保持者又は保持団体の代表に、それぞれ読み替えて使用する。

審議会の経過・修理・現状変更等の記録

年 月 日	内 容 等
<p>平成23年8月17日 平成23年12月6日 平成24年2月3日</p>	<p>調査 葛飾区教育委員会から文化財保護審議会へ諮問 文化財保護審議会から葛飾区教育委員会へ答申</p>
<p>(写真貼付欄)</p>	

<経歴>

- 昭和 23 年（1948）新潟県西蒲原郡黒埼町（現 新潟市）に生まれる
昭和 44～51 年（1969～1976）刀匠吉原義人氏の下で修業する
昭和 47 年（1972）日本大学農獣医学部卒
昭和 50 年（1975）新作名刀展に初出品 奨励賞を受賞
昭和 51 年（1976）新潟に「大野義光鍛刀場」設立
昭和 51～55 年（1976～1980）努力賞を受賞
昭和 57 年（1982）高松宮賞を受賞
昭和 58 年（1983）文化庁長官賞を受賞
昭和 59 年（1984）伊勢神宮第 61 回式年遷宮の御神刀を謹作奉仕
 国宝「山鳥毛」写し完成
昭和 59～62 年（1984～1987）高松宮賞を 4 年連続受賞
昭和 62 年（1987）無鑑査認定
平成元年（1989）伊勢神宮第 61 回式年遷宮の御神鋒（4 口）を謹作奉仕
平成 3 年（1991）林原美術館において個展「大野義光重花丁子の世界一古刀備
 前を追う一」
平成 8 年（1996）正倉院宝物「黒作大刀」模造品（1 口）作成
平成 23 年（2011）公益財団法人日本刀文化振興協会 幹事会幹事

<受賞歴>

- 昭和 50 年（1975）第 11 回新作名刀展で「奨励賞」
昭和 51 年（1976）第 12 回新作名刀展で「努力賞」
昭和 52 年（1977）第 13 回新作名刀展で「努力賞」
昭和 53 年（1978）第 14 回新作名刀展で「努力賞」
昭和 54 年（1979）第 15 回新作名刀展で「努力賞」
昭和 55 年（1980）第 16 回新作名刀展で「努力賞」
昭和 56 年（1981）第 16 回新作名刀展で「奨励賞」
昭和 57 年（1982）第 17 回新作名刀展で「高松宮賞」
昭和 58 年（1983）第 18 回新作名刀展で「文化庁長官賞」
昭和 59 年（1984）第 19 回新作名刀展で「高松宮賞」
昭和 60 年（1985）第 20 回新作名刀展で「高松宮賞」
昭和 61 年（1986）第 21 回新作名刀展で「高松宮賞」
昭和 62 年（1987）第 22 回新作名刀展で「高松宮賞」
昭和 62 年（1987）第 22 回新作名刀展に無鑑査認定

葛飾区文化財登録台帳

区登録	有	—	68
区指定		—	

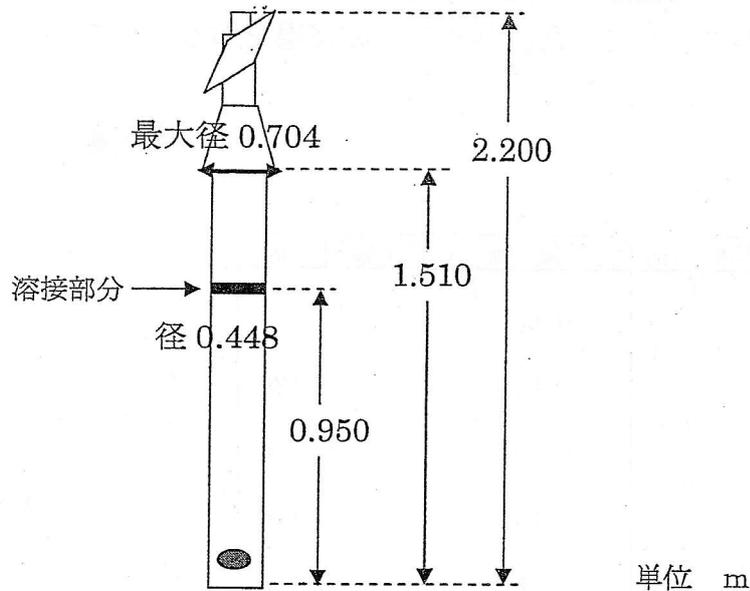
名称	東京都第五建設事務所古井戸		種別	登録有形文化財	
所在地	葛飾区東新小岩一丁目14番11号				
	東京都第五建設事務所		(年 月 日変更)		
所有者	(氏名)	東京都建設局		(生年月日)	年 月 日生
	(住所)	新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎		(電話)	
管占理責任者	(氏名)	東京都第五建設事務所 庶務課		(生年月日)	年 月 日生
	(住所)	東京都葛飾区東新小岩一丁目14番11号		(電話)	3692-4574
形保 状存 ・状 内容 ・材 質製 ・作 用途 ・年 代 ・等	詳細は別紙参照				
記録 ・文 献	『公害と東京都』 東京都公害研究所 昭和45年 『日本生活をむしばむもの-公害のはなし-』 東京都公害局 昭和46年 『低地の河川』 東京都建設局河川部計画課 昭和59年 『東京都土木技術研究所年報』 土木技術研究所 昭和62年				
調査 年月日	平成23 年 5 月 13 日		調査者		
区登録	年 月 日告示第 号		区指定	年 月 日告示第 号	
	(解除) 年 月 日告示第 号			(解除) 年 月 日告示第 号	
都指定	年 月 日		国指定	年 月 日	
	(解除) 年 月 日			(解除) 年 月 日	

※所有者欄は、保持者又は保持団体の代表に、それぞれ読み替えて使用する。

審議会の経過・修理・現状変更等の記録

年 月 日	内 容 等
<p>平成23年5月13日 平成23年9月7日 平成23年12月6日 平成24年2月3日</p>	<p>調査 調査 葛飾区教育委員会から文化財保護審議会へ諮問 文化財保護審議会から葛飾区教育委員会へ答申</p>
<p>(写真貼付欄)</p>	

<形 状>



破損部 25×100 (mm)

※登録時の範囲については現在の柵内・地下の部分含むとする。

<年 代> 昭和13年

<材 質> 鉄製

<保存状態> 管下部には破損がある。

<内 容>

昭和13年東京府旧第四道路出張所において掘り抜いた井戸で、水質の関係で再度、地下60mの固い地盤まで掘り下げられ現在に至っている。なお、所管は機構改革等の変遷により、昭和21年に東京都第五建設事務所となった。

東京低地の地盤沈下は、明治時代末期から大正時代初期に発生し、第二次世界大戦末期の一時期を除き、昭和40年代まで年々沈下量及び沈下区域が拡大した。本資料においては、固い地盤の上の柔らかい地盤が地下水のくみ上げで収縮した分だけ管が露出してしまい、「抜け上がり」と呼ばれる現象を示している。

その後、地盤沈下を防止、軽減するため江東地区を中心に、昭和36年「工業用水法」、昭和38年「建築物用地地下水の採取の規制に関する法律」により地下水の揚水規制が行われた。結果、昭和40年代頃から地下水位は上昇に転じたが、地盤沈下は引き続き進行した。このため、昭和46年から工業用水法による規制基準強化、工業用水源井の一部廃止、水溶性天然ガスの採取停止が

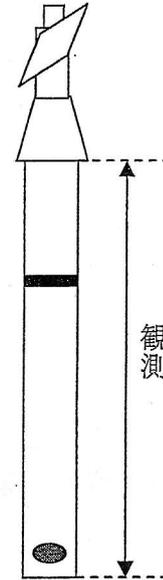
実施された。

葛飾地区は東京都における江東周辺に次ぐ軟弱地帯であり、年に5cm近い地盤沈下の傾向が見られていた。井戸はその経過を知る資料である。

観測記録

観測場所

観測年月日	観測値 (m)	沈下量 (m)	沈下量累計 (m)
S38. 5. 1	1. 050		
		0. 050	
S39. 5. 1	1. 100	0. 070	0. 120
S40. 7. 8	1. 170	0. 045	0. 165
S41. 5. 2	1. 215	0. 010	0. 175
S42. 5. 2	1. 225	0. 060	0. 235
S43. 5. 1	1. 285	0. 023	0. 258
S44. 6. 18	1. 308	0. 020	0. 278
S44. 12. 11	1. 328	0. 027	0. 305
S58. 4	1. 355	0. 065	0. 370
S62. 4	1. 420	0. 010	0. 380
S63. 8. 17	1. 430	0. 000	0. 380
H2. 6	1. 430	0. 000	0. 380
H3. 6. 10	1. 430	0. 020	0. 400
H14. 7	1. 450		



<登録理由>

井戸は、東京東部低地帯において、地盤沈下が進んだ様子を表し、その経過を示すものとして注目に値する。

葛飾区文化財登録台帳

区登録	有氏	—	32
区指定		—	

名称	水塚		種別	登録有形民俗文化財	
所在地	葛飾区東水元三丁目19番9号				
	(年 月 日変更)				
所有者	(氏名)	大須賀 達雄		(生年月日)	年 月 日生
	(住所)	葛飾区東水元三丁目19番9号		(電話)	3608-2392
管占有責任者	(氏名)	同上		(生年月日)	年 月 日生
	(住所)	同上		(電話)	3608-2392
形状・内容・材質・用途等	詳細は別紙参照				
記録・文献	『葛飾区水倉調査報告書』 建築文化研究所 昭和54年				
調査年月日	平成23 年 5 月 14 日		調査者		
区登録	年 月 日告示第 号		区指定	年 月 日告示第 号	
	(解除) 年 月 日告示第 号			(解除) 年 月 日告示第 号	
都指定	年 月 日		国指定	年 月 日	
	(解除) 年 月 日			(解除) 年 月 日	

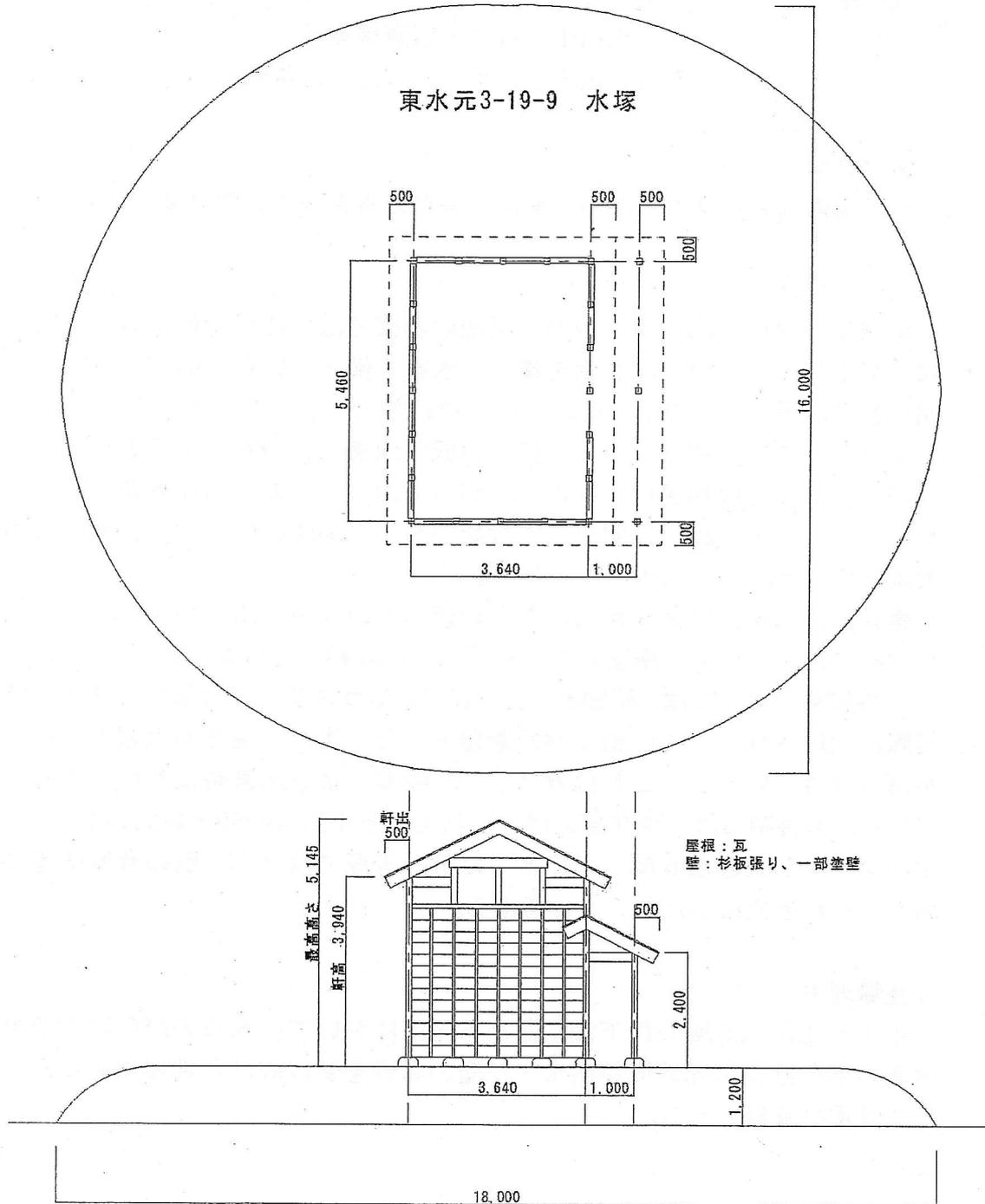
※所有者欄は、保持者又は保持団体の代表に、それぞれ読み替えて使用する。

審議会の経過・修理・現状変更等の記録

年 月 日	内 容 等
平成23年5月14日 平成23年9月14日 平成23年10月28日 平成23年12月6日～ 平成24年2月3日	調査 調査 調査 葛飾区教育委員会から文化財保護審議会へ諮問 文化財保護審議会から葛飾区教育委員会へ答申
(写真貼付欄)	

水 塚

<形 状>



約10年前に、屋根が落ちたため、屋根を修理。その際に土壁にモルタルを塗り黒いペンキを塗った（一部は鉄板が張ってある）

水 塚

<年 代>

明治3年

(板壁墨書)

「明治三年十二月建立ス

先祖十三代目大須賀勇蔵」

※「先祖十三代目」の「三」は後筆か。

<保存状態>

一部損傷は見られるものの、緊急に保存処置を施す必要は見受けられない。

<内 容>

葛飾区の中川・江戸川沿いの低湿地の農家では、江戸時代以来、屋敷地の一部を盛土して、その上に建物を建て、水害に備えていた。周囲は垣根や植木で囲まれ根が張ることで土砂崩れを防いでいた。

関東地方では、利根川中・下流域の低湿地帯にこの水塚が見られるが、葛飾一帯も、かつては利根川水系につながっており、このような風習が伝わったものであろう。その起源は明らかではないが、全国的には、木曾長良川の輪中、大阪淀川沿岸に見られるものと共通している。

建物には水害に備えて穀物などを貯穀していたが、増水の際には、ここで生活するために、小舟を用意して、軒下などに収納していた。

大須賀家においては、昭和22年(1947)のカスリーン台風による水害時に、実際に利用され、ここに約1週間避難をした。また、現在の水塚の軒下に小舟が吊るされているが、これはカスリーン台風による水害時より後に作ったものである。水害時には、現在備え付けられている小舟(4350×最大幅920 mm)ではなく、少し大きな5間くらいあった舟が水塚ではなく、別の倉庫に置かれており、それを使用したとのことである。

<登録理由>

中川・江戸川流域の最下流にあたる当区において、水害の際の避難所である水塚の存在は、水元地域が洪水・氾濫の影響を受け続けた地域であったことを示す貴重な資料である。